

福岡県公報

平成18年5月26日
第2537号

目 次

告 示 (第1045号—第1066号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 1
○都市計画事業の認可	(下水道課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○賃金業者の登録の取消し	(経営金融課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○町の廃置分合に伴うみやこ町の人口	(地方課) 3
○市町の廃置分合に伴う朝倉市の人口	(地方課) 3
○市町の廃置分合に伴う嘉穂郡の区域、飯塚市及び嘉麻市の人口	(地方課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 4
○予防接種を行う医師	(健康対策課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 5
○地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 6
○地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 6
○福岡県営筑後広域公園体育館の利用料金の承認	(公園街路課) 6

○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 7
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 8
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 8

公 告

○平成18年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課) 8
○落札者等の公示	(教育庁総務課) 10

正 誤

○保安林施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知(平成16年10月福岡県告示第1754号) 中正誤 11
---	----------

告 示

福岡県告示第1045号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートライアル田川店
 - (2) 所在地 福岡県田川市大字伊田字火掛4623番4 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
当店舗周辺の道路は、日頃から近隣児童等の通学路及び地元住民の生活道路として、また、農繁期には農作業にも使用されている道路である。
当店舗の開店に伴い、当店舗周辺の道路は車両等の通行量が増大し、これら道路

使用者の交通安全や農作業に影響を及ぼすことが予想される。

については、これらのことに対し、当店舗の開店前後において、地域住民、学校、行政等の関係者と出店者との間で十分な協議を行い、必要な対策を講じることを要望する。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1046号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業 三輪公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月11日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成4年福岡県告示第468号、平成9年福岡県告示第622号及び平成11年福岡県告

示第542号及び平成15年福岡県告示第1147号の事業地に次の区域を加える。

朝倉郡筑前町 弥 永 字塔の下の一部

久 光 字上川原一部

平成4年福岡県告示第468号、平成9年福岡県告示第622号及び平成11年福岡県告示第542号及び平成15年福岡県告示第1147号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する

朝倉郡筑前町 大 塚 字上川原及び楠ノ木の各字の一部

弥 永 字名乗の一部

新 町 字一本木の一部

久 光 字仙道、字上川原及び字引田の各字の一部

高 田 字上原、字福正デ及び字下田の各字の一部

山 隈 字塚本及び字前田の各字の一部

原地蔵 字地蔵下、字中野、字向野、字村上の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1047号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市潤1丁目117番1、117番3から117番5まで、118番1、118番2及び118番4から118番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市潤3丁目16番14号

柴田 健次

福岡県告示第1048号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字多久字木町493-1、493-9、493-10、493-12及び494-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビルディング

太陽石油株式会社 代表取締役 河井 閔士

福岡県告示第1049号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
郷栄 稲田 勝範	北九州市八幡東区上本町1丁目1番3号シャトレ上本町503号	福岡県知事 (1) 第08130号 平成15年11月17日	平成18年5月3日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号

福岡県告示第1050号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市上西郷字テラダ529-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市上西郷537番地

蔣田 幸子

福岡県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年5月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区间
飯塚	高田天道線停車場	飯塚市棕本29番1先から 同市太郎丸844番1先まで

福岡県告示第1052号

平成18年3月20日から京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町を廃し、その区域をもって京都郡みやこ町を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定に基づき、京都郡みやこ町の人口を次のとおり告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

京都郡みやこ町 22,899人

福岡県告示第1053号

平成18年3月20日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町を廃し、その区域をもって朝倉市を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項の規定に基づき朝倉郡の区域の人口を、同令第177条第1項の規定に基づき朝倉市の人口を、それぞれ次のとおり告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

朝倉郡の区域 32,105人
朝倉市 59,398人

福岡県告示第1054号

平成18年3月26日から飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡穎田町を廃し、その区域をもって飯塚市を置いたこと並びに平成18年3月27日から山田市、嘉穂郡稻築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町を廃し、その区域をもって嘉麻市を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項の規定に基づき嘉穂郡の区域の人口を、同令第177条第1項の規定に基づき飯塚市及び嘉麻市の人口を、それぞれ次のとおり告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

嘉穂郡の区域 14,536人
飯塚市 133,323人
嘉麻市 45,925人

福岡県告示第1055号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
特定非営利活動法人 福岡城南防犯協会

(2) 代表者の氏名

黒江 浩二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区南片江五丁目21番60-1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、防犯に関する事業などを行い、健全な社会環境構築に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1056号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
ニューカッスル病	鶏	患畜	32羽	朝倉市小隈570-3	18・5・10
ニューカッスル病	鶏	疑似患畜	192羽	朝倉市小隈570-3	18・5・10

福岡県告示第1057号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名

小郡市小板井440-7

医療法人きのした小児科クリニック

金 奉 吉

福岡県告示第1058号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん

(2) 代表者の氏名

浜口 真由美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市天神町8番地リベル5階

(4) 定款に記載された目的

この法人は誰もが心豊かに安心して子育てができるように子育て家庭の立場に立った子育て支援、情報発信、人材育成をし、地域社会における公益の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1059号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人ヒューマンネット大地の翼

(2) 代表者の氏名

清水 民子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市本城1108番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人と人とのつながり（ヒューマンネット）を基盤に、福祉、介護、教育、まちづくり、国際協力、その他に関する地域活動の輪を広げ、子ども、障害者、高齢者をはじめとする市民一人ひとりが輝き、ぬくもりのある、住みよい地域づくりに貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1060号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上久原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 就任した理事

氏 名	住 所
矢 山 哲 也	糟屋郡久山町大字久原1261番地

2 退任した理事

氏 名	住 所
佐 伯 源 治	糟屋郡久山町大字久原3086番地

福岡県告示第1061号

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、太宰府市通古賀土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
四宮利幸	太宰府市大字通古賀138番地5
陶山隆幸	太宰府市国分1丁目7番23号
中島松昭	太宰府市坂本1丁目8番10号
花田榮二	太宰府市水城2丁目3番1号
武藤正光	太宰府市坂本1丁目5番1号
武藤吉光	太宰府市坂本3丁目1番12号
米倉正剛	太宰府市国分3丁目1番23号

福岡県告示第1062号

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、太宰府市吉松東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
佐伯淳文	太宰府市大字大佐野18番地14
高田恵一	太宰府市大字吉松355番地
児嶋義次	太宰府市大字吉松207番地
西山一敏	太宰府市水城1丁目17番2号

花田英喜	太宰府市大字吉松238番地3 ソレアード・エフ701号
------	-----------------------------

福岡県告示第1063号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園体育館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営筑後広域公園体育館

2 位置

筑後市大字津島

3 利用料金の承認年月日

平成18年5月17日

4 利用料金

(1) 占用使用の場合

区分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円

(2) 個人使用の場合

単位	金額	
2時間	一般	230円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

- 1 この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 この表において「小学生」とは小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学校を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 4 占用使用の場合、利用者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 6 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用的電気の実費に相当する額を加算する。
- 7 アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 8 次の者は、無料とする。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障害者
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

9 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

福岡県告示第1064号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字成竹字大原1197の140、1197の147、1197の237

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大原1197の237（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1065号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡宇美町大字炭焼字河内1099の16、1099の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1066号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡久山町大字猪野字轟31の1、字臼木174の1、175の1、175の4から175の6まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

平成18年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 試験職種

製版・印刷科

2 受験資格

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）

第45条第2項のいずれかの号に該当する者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

4 受験資格のない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の実技試験及び学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目	
	実技試験	学科試験
1 製版	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）	2 印刷
2 印刷	2 関連学科	
製版・印刷科	(1) 系基礎学科 ア 印刷・製本（印刷の歴史、印刷方式、製本） イ デザイン（レイアウト、色彩、デザイン、模様） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 写真理論（写真原理、発色現象、感光用材料、写真用材料） イ 製版法（画像処理、グラフィックデザイン、製版法、製版機械） ウ 印刷法（印刷機械、印刷用材料、印刷法）	

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
製版・印刷科	実技試験 学科試験	平成18年8月18日（金曜日）	福岡高等技術専門校 (福岡市東区千早4丁目24番1号)

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする

。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

（ア）試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

（イ）受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課で交付する。

郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封すること。

ウ 受験手数料は、実技試験申込にあっては15,800円を、学科試験申込にあっては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 次の表の左欄に掲げる職種について、それぞれ同表右欄に掲げる期間とする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日は、受付を行わない。

試験職種	受付期間
製版・印刷科	平成18年7月11日（火曜日）から 同年7月18日（火曜日）まで

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

（1）合格者の氏名は、各試験の終了後30日以内に発表する。

（2）試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課（電話 092-643-3604）に行う

こと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年5月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

人事給与システムの運用業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（1）部局の名称

福岡県教育庁総務部総務課

（2）所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

（1）氏名

T I S 株式会社産業第2事業部九州支社

（2）住所

福岡市博多区奈良屋町2番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

49,245,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）該当

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16・10・6	2302	告示	1754	5	○	○	後ろから5		大字高倉3185、字大山口2241	大字高倉字大山口2241、3185
							後ろから2		大字高倉3186、3378、字大山口2253	大字高倉字大山口2253、3186、3378
					○	2			大字高倉3144、字大山口2466、2490、2491	大字高倉字大山口2466、2490、2491、3144
						○	後ろから5		字岸高	字岸高
									字峯高	字峯高

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)